

全 h 協発第 2 9 5 号 (企) 平成 2 7 年 9 月 9 日

国土交通省自動車局長 藤井 直樹 様

公益社団法人全日本トラック協会 会 長 星 野 良



労働時間規制の在り方についての要望

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、トラック運送業界に関しまして格別なるご指導、ご協力を賜り、厚く御 礼申し上げます。

さて、この度、全日本トラック協会では、長距離輸送を行う事業者が労働関係法令を適切に遵守できるよう、労働時間に関する規制のあり方や労働力確保対策等の労働政策について検討する委員会を立ち上げ、長距離輸送の実態について調査を実施致しました。実態調査の結果については添付の報告書に取りまとめておりますが、特に長距離輸送において、荷主からの厳しい着時間指定等により、労働関係法令への対応に苦慮する事業者が存在するということが明らかになりました。

つきましては、当業界が今後とも健全に発展していけるよう以下の事項について 要望させていただきますので、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

【要望事項】

1. 行政における各種基準の見直し

(1) 行政処分基準の弾力的な運用

長距離運行に係る事業者ヒアリングの結果にもあるとおり、急な輸送条件の変更、荷主都合の手待ち時間や契約にない積み卸し等附帯作業による遅延、大型トラックの駐車スペース不足や渋滞・悪天候等の外的要因により、やむを得ず「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」を遵守できないケースもある。

トラック運送事業者は今後とも安全運行を最優先に各種基準を遵守するよう努力していくが、外的要因によるやむを得ない場合においては、弾力的に行政処分基準の運用を図っていただきたい。

(2) 一運行の期間の制限(144時間以内)の見直し

長距離運行に係る事業者ヒアリングによると、一運行で出先において休日を 取るケースもあり、休日においてドライバーは十分な休息を取れることから、 一運行の期間の制限については、休日にあたる部分の時間数を差し引いて14 4時間以内と見直していただきたい。

(3) 中継輸送の導入促進

中継輸送については、ドライバー1人当たりの労働時間の短縮を図るとともに、不規則な就業形態や長時間労働を解消できる等様々なメリットがあることから、今後とも、中小事業者においても中継輸送の導入が促進されるよう、制度面を含め環境整備を図っていただきたい。

2. 契約の書面化の更なる推進

契約の書面化については、現状では十分に定着していない状況にあることから、国土交通省、厚生労働省、経済産業省等関係行政機関が一体となって、待機時間や運転時間の短縮等適正な運送条件の設定に向けて、更なる契約の書面化の推進を図り、実効性のあるものとするため、荷主・元請事業者に対して積極的に指導していただきたい。

3. 長時間労働抑制への取り組み

本年度より国土交通省、厚生労働省、荷主、トラック運送事業者、学識経験者等により構成される「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」が中央及び全都道府県でスタートしており、国土交通省におかれては、本協議会における長時間労働抑制等の取組の実効性をあげるよう、特段の指導をお願いしたい。

また、長時間労働や安全を阻害する行為を強要する荷主に対しては、積極的に 荷主勧告制度を発動するなど、荷主に対する監督指導を徹底していただきたい。 同様に、荷主に対する改善基準告示等トラック運送事業に係る関係法令の周知 とその理解や法令遵守の促進のための更なる取組を講じるよう、厚生労働省に対 して働きかけを行っていただきたい。

4. 行政処分における悪質・重大な違反の場合の事業停止処分の発動要件の緩和 和

上記1~3の措置が講じられても、トラック運送事業者の自助努力だけでは長時間労働の改善が困難な場合には、乗務時間等告示の遵守違反に係る30日間の事業停止処分の発動要件について、緩和を検討していただきたい。

5. その他の関連する要望事項

(1) 高速道路料金の引下げ、割引制度の拡充

高速道路を活用することは、輸送時間の短縮や定時性の確保が図られ、ドライバーの拘束時間等労務負担の軽減につながり、一般道における交通事故の削減や環境改善に大きな効果をもたらすことから、高速道路を最大限活用できるようにするため、以下の点について検討していただきたい。

- ・大口・多頻度割引最大50%の恒久化
- 長距離逓減制の割引区分及び割引率の拡大
- ・営業車用料金体系の創設
- ・深夜割引の拡充

(2) 高速道路のSA・PA、道の駅などにおける駐車スペースの整備・拡充

高速道路のSA・PAの駐車場においては、特に夕方から夜間にかけて、大型車の駐車スペースは満車状態であり、また道の駅などにおいても駐車スペースが十分ではなく、ドライバーが適時適切に休憩することができない状況にあることから、改善基準告示等法令遵守及びドライバーの労働環境改善のため、高速道路のSA・PAや道の駅などにおける駐車スペースの整備・拡充を図られたい。

(3) フェリーの便数の増加、利用枠の拡大

事業者ヒアリングにおいて、「フェリーの便数が少ない」、「フェリーを利用したいが枠が足りない」といった回答があったことから、フェリーの利用促進を図るため、便数の増加や利用枠の拡大等について、関係行政機関において特段の配慮をしていただきたい。